

子ども・子育て支援事業計画における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 代用計画の策定について

1. 事業概要

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者が就労していなくても、一定時間の範囲内でこどもが保育所等に通園できる制度
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、乳児等通園支援事業が創設されたほか、令和8年4月には、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）において、乳児等のための支援給付を創設することとされている。このため、市町村においては、乳児等のための支援給付の創設に向けて必要な体制等の整備を進めている
- 本市では、先行して令和7年度中(令和8年1月から)に試行実施する予定



2. これまでの検討経過と今年度の実施内容

令和7年度に行う事業の実施要綱案を策定するため、子ども・子育て会議及び幼児教育・保育部会での議論（3回）や佐賀市への先進地調査、市内の保育施設向けに事業の意向調査を行った。実施要綱案は9月の子ども・子育て会議に諮り、市議会の教育民生委員会へ報告した。今年度の実施内容は以下の通り。

【実施場所】市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園

【利用方法】定期利用（利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的にご利用）

【実施方法】一般型（施設の利用定員と別に定員設定を行う方法）又は余裕活用型（施設の利用定員に満たない場合に、定員の範囲内で在園児と合同で預かる方法）のいずれかの形態で実施

【利用時間】月20時間（国制度10時間に市独自で10時間上乗せ）

【利用料】1時間当たり300円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は減免あり）

3. 子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定

乳児等通園支援事業を令和8年度より給付事業として実施するにあたり、市が定める子ども・子育て支援事業計画について、国から「乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づけること」、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること」を基本的記載事項とした変更が必要であることが示された。

しかし、その変更が早急には困難な場合は、国が示す記載内容を代用計画とすれば、事業を行うことができるとされたため、本計画の中間見直しまでの間は、別紙案(資料4-2)を代用計画としたい。

なお、代用計画の策定を含む計画の変更の際は、子ども・子育て会議等の意見聴取を求めることとなっているため、意見聴取を行うもの。

久留米市乳児等通園支援事業 代用計画（案）

令和7年11月

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設します。

【対応策の内容】

本市では令和8年度からの全国での本格実施に先行して、令和7年度中（令和8年1月から）に試行実施します。令和8年度において試行施設の実施状況の検証等を行い、全市的な提供体制・量の見込について検討します。

【幼児教育・保育施設との連携等】

幼児教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と幼児教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

※ 上記の【幼児教育・保育施設との連携等】は国が示した記載内容

参考 久留米市こども計画（子ども・子育て支援事業計画）

(20) 乳児等通園支援事業

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設します。

【対応策の内容】

令和8年度から全国の自治体で実施が必須となることから、提供体制・量の見込みについては、本市の状況を踏まえ、検討します。